

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：総務部行政経営課〔内線 4174〕

① 件名

債権管理の適正化及び市民負担の公平確保について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市では、平成 30 年 3 月、債権管理に係る統一的な基準とする石巻市債権管理基本方針を策定し、以降、全庁的に債権の適正管理に努めてきたほか、石巻市行財政改革推進プラン 2025 に基づき、財源の安定確保を目指して各種債権の収入率・収納率の向上に取り組んでいる。

しかし、本市が抱える債権は、近年、増加傾向にあり、厳しい財政状況にある本市にとって、未収金の解消は大きな課題の 1 つとなっており、さらに行財政改革推進プラン 2025 に示された目標達成に向けた取り組みが求められている。

また、限られた人員により債権回収を適正かつ円滑に行うためには、債権管理に係るルールの厳正化や事務効率の向上が求められている。

【目的】

石巻市債権管理条例を制定し、債権回収を強化するとともに、将来的に回収が見込まれない債権の円滑な放棄等による事務効率の向上を目指すもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 6 章 市民の声が共鳴し、市民と行政が共に創るまち

第 2 節 持続可能な行財政運営の推進

4 自主財源の安定的確保を図る

5 健全な財政運営を図る

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 30 年 3 月 石巻市債権管理基本方針の策定（令和 5 年 6 月改定）

平成 30 年～ 債権管理に関する研修及び債権管理に関する状況調査の実施

令和 3 年 3 月 石巻市行財政改革推進プラン 2025 の策定

⑤ 主な内容

次の事項を定めた条例を制定し、各種法令等による債権回収手続の徹底や、計画的な債権回収に取り組むなど、全庁を挙げてより一層強い姿勢で債権回収に臨み、債権管理の強化を図るほか、将来的に回収が見込まれない債権（非強制徴収債権）の放棄等を円滑に進め、債権管理に係る事務の効率化を図る。

1 債権管理の強化に関する事項

- ・ 台帳の整備
- ・ 徴収計画の策定
- ・ 強制執行、保全、取立て等の必要な措置の確実な実施

2 債権管理の事務効率の向上に関する事項

- ・ 徴収停止、債務の免除の適切な実施
- ・ 債権の放棄の円滑化

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

財源の安定確保、事務効率の向上及び市民負担の公平確保を図ることにより、持続可能な行財政運営の実現に資することができる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- ・多賀城市 多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例（平成21年12月17日施行）
- ・大崎市 大崎市私債権管理条例（平成23年3月10日施行）
- ・登米市 登米市債権管理条例（平成23年4月1日施行）
- ・東松島市 東松島市債権管理条例（平成26年4月1日施行）
- ・仙台市 仙台市債権管理条例（平成29年4月1日施行）
- ・気仙沼市 気仙沼市債権管理条例（平成31年1月1日施行） など

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

- 令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市債権管理条例の制定について提案
(施行予定年月日：令和8年4月1日)
- 3月 石巻市債権管理条例施行規則の制定
石巻市行財政改革推進プラン2030の策定

⑨ その他